

2025 年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2025 年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

2 根拠法規

2025 年農林業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号（農林業センサス規則第 5 条第 1 項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施しています。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
農林業 経営体 調 査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 ※	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)	調査員調査又はオンライン調査 (調査員調査は自計調査を基本とし、面接調査も可能。)

※試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除きます。

4 調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積等、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業受託の状況、農業経営の特徴、農業生産関連事業、林業労働力、林業の販売金額等、林業作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、育林面積等及び素材生産量、その他農林業経営体の現況

5 調査期日

2025 年 2 月 1 日現在で実施しました。

6 調査方法

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行いました。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行いました。

7 集計方法

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより算出しています。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

（ア）当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目

（イ）（ア）以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象としました。

8 経営体について

1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されています。

9 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいいます。なお、法人化して事業を行う経営体は含みません。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいいます。
会社	次のいずれかに該当するものをいいます。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいいます。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含めます。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいいます。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいいます。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいいます。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当します。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当します。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含めます。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当します。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいいます。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止

	に関する機能を有する特別地方公共団体をいいます。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当します。
(3) 労働力等	
経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいいます。
雇用者	農業（林業）経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいいます。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいいます。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいいます。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含めます。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいいます。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含みます。 なお、農作業（林業作業）を委託した場合の労働は含みません。 また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農業（林業）経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含みます。 農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいいます。

(4) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としました。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）としました。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）としました。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）としました。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地としました。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地としました。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要があります。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めました。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地としました。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地としました。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしませんでした。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしませんでした。

(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地としました。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地としました。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのご栽培を行っている敷地は耕地とはしませんでした。

ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地としました。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地としました。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地としました。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地としました。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地としました。

(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地としました。

(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地としました(刈敷程度は肥培管理とみなさない)。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいいます。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めました。したがって、天水田、湧水田なども田としました。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田としました。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地としました。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑としました。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑としました。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいいます。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑としました。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいいます。）で肥培管理している土地をいいます。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めました。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上しました。
畑のうち牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいいます。 （1）牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めました。 （2）草地造成により造成した牧草地はここに含めました（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいいます。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除きました。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいいます。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいいます。

（5）農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいいます。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいいます。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいいます。

（6）農業生産の販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めません。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めました。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいいます。

栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいいます。
------	--

(7) 農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいいます。
---------	---

(8) 農業生産関連事業

農業生産関連事業	自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設をしている、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当します。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいいます。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいいます。 なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なります。
観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいいます。
貸農園・体験農園など	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいいます。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含みません。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいいます。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいいます。

再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいいます。
-------------	--

（９）農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいいます。
正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいいます。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいいます。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいいます。
農業経営を行うためデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいいます。
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいいます。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいいます。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいいます。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当します。 (1) 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2) 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。

(3) 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

(10) 個人経営体

ア 農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の 50%以上が農業所得である個人経営体をいいます。
農外所得主経営体	世帯所得の 50%未満が農業所得である個人経営体をいいます。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。
副業的経営体	調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個人経営体をいいます。

イ 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいいます。
農業従事者	調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいいます。

(11) 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいいます。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいいます。
販売農家	経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいいます。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいいます。

(12) 林業経営体

素材生産

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいいます。
素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル (m³)
単位で表示します。

立木買いによる
素材生産

立木を購入し、伐木して素材生産することをいいます。

10 利用上の注意

- (1) 本調査結果は、2025 年農林業センサス（農林業経営体調査）の主要な事項について、愛知県分の集計結果を取りまとめたものです。
- (2) 「調査結果の概要」及び「統計表」の数値については、各单位ごとに四捨五入したため、合計と内訳の計が必ずしも一致しません。
- (3) 「統計表」の中に用いた記号は以下のとおりです。
- 「 0 」…… 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
 - 「 - 」…… 調査は行ったが事実のないもの。
 - 「 △ 」…… 負数又は減少したもの。
 - 「 … 」…… 事実不詳又は調査を欠くもの。
 - 「 X 」…… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。
- (4) 秘匿措置の方法は、次のとおりです。
- 統計数値については、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護する観点から、当該結果を「X」表示とする秘匿措置を講じています。
- なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を講じる必要のない箇所についても「x」表示としています。